

一般社団法人日本循環器協会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は一般社団法人日本循環器協会（以下「本会」という）定款を運用するために必要な事項を規定する。

第2章 正会員および賛助会員

(入会手続)

第2条 本会に入会しようとするものは、入会申込書の提出又は電子的方法により申し込みの上、当年度の年会費を添えて本会事務局に申し込まなければならない。

(入会承認と告知)

第3条 理事会が入会を承認した正会員および賛助会員について本人への通知は行わない。

(会員の権利)

第4条 正会員、賛助会員ともに、本会の発行する機関誌等の刊行物の配布をうけることができる。また、本会の主宰するシンポジウム等に参加することができる。

(機関誌等の配布)

第5条 当該年度の会費を納めた正会員および賛助会員は、当該年度の4月から翌年3月に至るまでの本会機関誌等の刊行物の配布をうけることができる。

第3章 会費

(会費)

第6条 定款第7条に規定する会費及び賛助会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員（医師） 年会費1万円

(2) 正会員（非医師） 年会費3千円

(3) 賛助会員（団体） 年会費100万円

2. 正会員（非医師）のうち循環器病患者会の会員である者については、年会費の負

担を免除する。

(会費納入期限)

第7条 前条に定める会費は、当該年度の3月31日までに納めなければならない。

ただし、新規会員は入会申し込み時に会費を納入するものとする。

(会費滞納による会員資格喪失)

第8条 会費を2年を超えて滞納したときは、滞納が生じた年度から正会員または賛助会員の資格を喪失する。

ただし、正会員または賛助会員資格喪失後、年会費の納入があった場合は再入会とし、当該再入会年度の会費として受け入れる。

2. 滞納により停止された期間の機関誌等の配布はうけられない。

第4章 評議員の選出

(評議員の資格)

第9条 理事は評議員候補者を推薦することができる。評議員候補者は、本会の正会員（医師、非医師を問わない）とする。

(理事による推薦)

第10条 評議員候補者の推薦に際しては、定時社員総会が開催される日の3か月前までに、理事2名以上の推薦状及び履歴書を理事長に提出するものとする。

第5章 顧問

(顧問)

第11条 本会に、理事長の委嘱により若干名の顧問を置くことができる。

2. 顧問は、社員総会及び理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

3. 顧問は、本会の重要な意思決定につき、理事長の諮問に応え、意見を述べることができる。

第6章 幹事及び事務局

(幹事)

第12条 評議員の行う会務の補助や評議員間における情報伝達等のため、本会に若干名の幹事を置くことができる。

2. 幹事は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

(事務局職員)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て決定する。

第7章 附則

第14条 この細則を変更するときは、理事会の決議によるものとし、社員総会に報告するものとする。